

中山間地域振興対策特別委員会会議録

平成22年7月22日

場 所 第5委員会室

平成22年7月22日(木曜日)

委員外議員(なし)

午後1時01分開会

会議に付した案件

○概要説明

県民政策部、商工観光労働部

1. 中山間地域の雇用創出が期待される産業分野等について
2. 他県における中山間地域振興に係る条例の制定状況等について
3. 宮崎県過疎地域自立促進方針(案)について

環境森林部

1. 本県林業の現状と課題等について

○協議事項

1. 調査活動計画について
2. 県内調査について
3. 県外調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員(11人)

委員	長	宮原義久
副委員	長	前屋敷恵美
委員		緒嶋雅晃
委員		黒木覚市
委員		押川修一郎
委員		河野安幸
委員		黒木正一
委員		田口雄二
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		坂口博美

欠席委員(なし)

説明のために出席した者

県民政策部

県民政策部長	山下健次
県民政策部次長 (県民生活担当)	江上仁訓
部参事兼総合政策課長	永山英也
総合交通課長	中田哲朗
中山間・地域政策課長	山内武則
情報政策課長	金丸裕一

環境森林部

環境森林部長	吉瀬和明
環境森林部次長 (技術担当)	黒木由典
部参事兼環境森林課長	金丸政保
計画指導監	佐藤浩一
自然環境課長	森房光
森林整備課長	河野憲二
山村・木材振興課長	徳永三夫
山村・木材振興課 みやざき活用推進室長	小林重善

商工観光労働部

観光交流推進局長	長嶺泰弘
観光推進課長	後沢彰宏
みやざきアピール課長	小八重英

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	前田陽一

○宮原委員長 ただいまから中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案をごらんください。まず、

3の概要説明は2部構成を考えております。前回の委員協議において、当委員会では中山間地域振興条例の必要性についても検討していくことを決めたところでございます。そこで、前半は、執行部より、前回から持ち越しとなっております雇用創出が期待される産業分野などについて説明をいただいた後、他県の中山間地域振興条例の策定状況やその特徴などについても説明を受けたいと考えております。

次に、後半部分では、環境森林部より、本県林業の現状と課題、今後の取り組み方向などについて説明をいただくこととしております。

最後に、委員協議についてでございますが、調査活動計画、県内調査及び県外調査などについて御協議いただきたいと思っております。

本日はこのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

前回の委員会に引き続き、県民政策部と商工観光労働部においでいただきました。それでは、概要説明をお願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

委員会資料をお開きいただきまして目次をごらんいただきたいと思っております。きょうは3件ございまして、1つは、中山間地域において雇用

創出が期待される産業分野等について、2つ目が、他県における中山間地域振興に係る条例の制定状況等について、最後に、宮崎県過疎地域自立促進方針（案）の概要についてでございます。

詳細につきましては、中山間・地域政策課長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○山内中山間・地域政策課長 それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。中山間地域の雇用創出が期待される産業分野等についてであります。

中山間地域対策におきましては、所得の確保を図るということが大きな課題であるというふうに考えております。当然ながらその中で雇用の創出というテーマは重要であります。中山間地域において新たな産業の創出を図り、雇用の確保を図るに当たりましては、山や川などの自然、地域で生産される農産物などの地域資源を活用した新たな起業の支援等による雇用創出という視点を中心になろうかというふうに考えております。今回は、当課のほうで関係部局での取り組みを含めまして、地域資源を活用した新たな起業の支援による雇用創出が期待される分野を3つの切り口から整理をいたしまして、その参考となる県内の取り組みを例示いたしております。

まず、資料の1番目ですが、1つ目の切り口としまして、農産物等の高付加価値化であります。申すまでもありませんが、中山間地域の基幹産業は農林水産業であります。ここでは、農林水産業者である地場企業等が加工や販売分野へと進出し、地域資源である農産物等1次製品の付加価値を高め、収益を確保することにより、

雇用の創出が期待されるケースであります。参考となる事例としまして、1つ目の丸のユズのところですが、ユズ産地での生産から加工、販売までの一貫体制の確立によりまして高付加価値を図ったかぐら里食品の例がございます。それから、2つ目の丸ですけれども、クリの産地におきまして、栗あん加工場を整備し、販売会社を設立することによりまして、生産者が市場価格にとらわれない安定した収入を確保できるようになった西郷栗部会の例を挙げております。なお、ここで、申しわけありませんけれども、委員会資料に1字脱字がございまして訂正をさせていただきます。2つ目の丸印の西郷栗部会の説明のところで、「1次加工を行う栗あん加工場の整備」、その後ろですが、「生産出資による」というふうにありますけれども、これは「生産者出資による」ということで訂正をお願いいたします。申しわけありません。

次に、2つ目の切り口としまして、都市と農山漁村との交流であります。ここでは、都市住民が農山漁村の持つ豊かな自然や文化と触れ合うことができる体験・滞在型の事業に中山間地域で取り組むことで雇用創出が期待されるケースであります。住民の主体的な取り組みとして、1つ目の丸ですけれども、高原町の農事組合法人はなどうが、手づくりと地産地消にこだわった直売所「杜の穂倉」をオープンさせ、農産品や加工品の順調な売り上げを見せている事例がございます。さらに、今ある資源を活用しながら新たな観光拠点を整備したり、体験活動や地域の人々との交流といったメニューを提供することにより、都市部の人々の観光ニーズにこたえるような取り組みを行うことで雇用の創出が期待できるケースがあります。例といたしましては、2つ目の丸ですが、小川作小屋村運営協

議会の取り組みですとか、その下の日之影町で現在進めております日之影温泉駅を中心としたTR列車の宿、癒しの足湯ですとか、鉄道跡地散策コースとしてのセラピーコースの展開などが挙げられます。

3つ目の切り口としましては、地域の未利用資源を活用し、新たなビジネスモデルが創造されることにより、雇用創出が期待されるケースの代表例として、新エネルギーの活用が挙げられると思います。具体的な例としましては、門川町において、1つ目の丸ですけれども、未利用間伐材等を原料に木質ペレットを製造・販売するビジネスを展開するなど、バイオマスエネルギー関連の取り組みが期待されるところであります。

以上が、中山間地域の雇用創出が期待できる産業分野等についての説明であります。

次に、ページをめくっていただきまして、他県における中山間地域振興に係る条例の制定状況についてであります。資料は横広になっておりますので、折りたたみになっておりますけれども、よろしく願いいたします。

中山間地域振興に係る条例を制定している県は、制定された順に左から、島根県、岡山県、福島県、山口県、鳥取県の5県であります。この表は5県の条例を主な項目ごとに整理したものであります。

まず、条例の名称については記載のとおりですが、真ん中の福島県が「過疎・中山間地域振興条例」としているほか、右端の鳥取県が「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」といった独特の名称になっております。

制定時期については、2段落目ですが、最も早く制定した島根県が平成11年、直近の制定は一番右端の平成20年の鳥取県ということであり

ます。

次に、各県の条例制定の趣旨であります。ここには各県の条例のいわゆる前文というんでしょうか、前文（ぜんぶん）と通常は読んでおりますけれども、条例の頭についている部分ですが、前文を要約したものを記載しております。

まず、一番左の島根県の制定の趣旨としましては、中山間地域は、多面的・公益的機能といった重要な役割を果たす一方で、人口減少、高齢化により、公益的機能の維持保全が難しく、一部では地域社会の維持存続さえも危ぶまれる事態となっていることから、中山間地域の公益的機能を正しく理解し、活性化に向けて最大限の努力を払うことを決意して条例を制定するとなっております。

次に、平成15年に制定されました岡山県の制定趣旨のところですが、上の段落にありますように、過疎化、高齢化の進展に加え、担い手の減少、耕作放棄地の増加、森林の荒廃といった問題が中山間地域の公益的機能をさらに弱体することが懸念されるという、中山間地域の現状認識が加わって制定に至ったとされております。

真ん中の福島県の条例におきましては、その欄の2段落目になりますけれども、中山間地域を活力ある地域として再生するには、県民一人一人の理解・協力が不可欠であり、また、美しいふるさとに誇りを持ち、豊かな恵みを守り育てることの大切さを共通認識とする必要があるとした上で、3段落目ですけれども、課題解決の方策を明らかにし、中山間地域の貴重な資源と機能を将来に引き継ぐことを目的として条例を制定するという記述がされております。

また、平成18年制定の山口県の条例では、上の段の3行目からですが、危機的状況に置かれている中山間地域に対しては、市や町及び県民

との協働により振興に取り組むことが課題であるとして、総合的かつ計画的に振興を推進するため条例を制定するとされております。

そして、直近であります平成20年制定の鳥取県の条例においては、多面的・公益的機能を有するとともに、先人たちが守り続けてきた県民共有の財産でもある中山間地域について、県、市町村、県民、NPO、事業者等が総意のもと、協働してその振興に取り組むため、条例を制定するとされております。

おおむね5県とも、中山間地域の多面的・公益的機能の重要性を県民一人一人が正しく理解し、行政と県民等が協働して活性化に取り組むことにより、中山間地域の公益的機能を維持していくという決意を表明することを主たる目的として条例を制定していると言えらると思っておりますが、平成11年の島根県から平成20年の鳥取県の制定までに中山間地域の厳しさが増して、行政だけでその対策を行うことが困難になってきている。協働してやっていくというような状況があらわれているというふうに考えております。

次の項目ですが、中山間地域の定義についてであります。

まず、真ん中の福島県、その右の山口、鳥取県につきましては、いわゆる地域振興五法と言われる過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の該当地域とこれらに準じる地域を規則で定めております。ここには書かれておりませんが、規則で定めるこれらに準じる地域としては、おおむね農林統計上の農業地域類型区分の中間農業地域、山間農業地域を規定しております。

一番左の島根県は、中山間地域の定義を、産業の振興、就業機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保、その他の社会生活における条

件が不利な地域であって、当該地域の振興を図る必要があると認められる地域として規則に委任しておりますけれども、規則を見ますと、過疎法、特定農山村法、辺地法、別に定める地域となっており、内容は先ほどの3県と同様であります。

その右の岡山県のみが3つの法律の該当地域のみに限定をしております、準ずる地域は設けておりませんので、少し他の4県とは異なった規定となっていると思っております。ただ、いずれの県も、条例で中山間地域を定義することによりまして地域指定がされているということになります。

本県におきましては、第1回目のこの特別委員会でも御説明いたしましたが、中山間地域の定義は、おおむね5県と同じ地域振興五法を原則とするということですが、統一的な地域指定を行わず、各種の対策を実施する際、おのおの施策の対象とする地域について個々具体的に定めるとしている点において、この5県とは異なる状況にあるということでもあります。

次に、県の責務の項をごらんいただきたいと思います。各県の条例とも中山間地域振興に係る県、市町村、県民等の責務なり役割の記述がありますが、ここには県の責務を抜き出して記載しております。県の責務としましては、各県ともおおむね計画的・総合的な活性化施策の実施とされておりますけれども、福島県や鳥取県の欄を見ていただくとわかりますが、福島県は上から3行目ですが、国に対する施策の提言を行うことや、中山間地域の公益的機能について県民の理解を深めるとともに、県民に対し、中山間地域の活性化の取り組みに協力を求めるなど、県民に対する啓発、働きかけを行うことも県の責務であるということになるかと思

います。

なお、ここには挙げておりませんが、市町村の役割としては、おおむね県や国と連携を図りながら、住民に最も近い行政組織として地域のニーズを把握するとともに、地域の主体的な取り組みを支援することが挙げられております。また、県民の役割についても、中山間地域の果たしております多面的・公益的な機能に対する理解を深め、それぞれの活動を通じて中山間地域をともに支え、活性化の取り組みに積極的に参加することを求めています。

次に、手続等の項目であります。これは条例上定められております中山間地域活性化に係る計画の策定や施策の実績の報告、公表等の手続面の規定についてであります。島根県は、中山間地域の活性化を図るための計画、これは県の責務として規定されておりますので、括弧書きで再掲と表記しておりますけれども、計画を策定するとともに、こうした施策等に関する報告書を作成・公表することとされております。福島県においては、県議会に対して主な施策を報告すること、山口県は、基本計画を策定し、中山間地域の状況や施策を県議会に報告及び公表することが規定されております。鳥取県については、これも県の責務として規定されておりますが、重点施策に係る行動指針を策定することとされております。岡山県については、特にこの手続面での規定はございません。なお、こういった手続の面についても、前回までの委員会で御説明したとおり、本県においては、今後の中山間地域対策の方向性を4つの柱として整理をし、施策を体系化するとともに、県の重点施策として掲げ、新みやざき創造戦略工程表として公表してきているところであります。

一番下の体制整備等についてであります。

島根県については、調査研究を行うための機能を整備し、情報提供や施策の形成に取り組むこととしております。島根県には、平成10年に設置した中山間地域研究センターという試験研究機関がございます。平成19年度の本特別委員会においてこのセンターの調査も実施されておるようであります。福島県、山口県、鳥取県においては、いずれも施策を推進するため必要な体制整備を行うこととされておまして、本県同様の中山間地域対策推進本部の組織を設けて全庁的な施策の推進を図っているということでもあります。

各県の条例の制定状況については以上であります。

最後に、めくっていただきまして、宮崎県過疎地域自立促進方針（案）の概要について御説明いたします。3ページでございます。前回の委員会で参考として御説明をいたしました、過疎法の延長に伴いまして、現在、宮崎県過疎地域自立促進方針を策定しているところでありますけれども、庁内各部の意見等を取りまとめまして県の方針案を作成したところであります。

まず、3ページから過疎地域の現状と問題点、めくっていただきまして4ページが、続きですけれども、現状・問題点、5ページが過疎地域自立促進方針の基本的な方向、6ページはその自立促進施策を法律の体系に従って記述しております。

具体的には、もとに戻って恐縮ですが、3ページの現状に記載しておりますように、過疎地域全体にかかわる指標として、県人口に占める過疎地域の人口、面積、高齢者や若年者の比率、財政力指数などのデータに基づきまして現状分析をしております。4ページの問題点として、①から⑧の項目につきましても同様に、本文を

別途つけておりますけれども、問題点をデータに基づき分析をしております。この項目は過疎法に例示列挙されております項目でして、産業、交通通信体系、生活環境、具体的にはそういうふうに区分して記載するようになっております。5ページにありますように、現状・問題を分析した後に、過疎地域の自立促進方針の基本的な考え方及び各地域の広域的な経済社会生活圏との関連を記述した上で、6ページを見ていただきますと、施策体系図、これは3ページの問題点に相對する形で、例えば産業という問題点に対して産業の振興、交通通信体系に対して交通通信体系の整備をどうするのかというような体系で整理をされております。そういう形で記述をしております。この方針案は、これまでは過疎法を順次時限立法で制定されてきたわけですが、それに基づきまして、過去に作成してきました方針を時点修正するなど、県庁内の関係部局の意見を取りまとめて作成したものであります。先ほどお話をしましたけれども、お手元には計画案の全文を別冊として配付をいたしております。後ほどごらんいただきたいと思います。

さらに、この方針案は、現在、過疎関係市町村にも出しておまして意見を伺うとともに、県民の皆さんの意見を伺うため、パブリックコメントの手続を行っているところであります。

今後のスケジュールでございますが、今後は、総務省、国土交通省、農林水産省の3省との事前協議を経まして、国の同意を得られれば、県と市町村がそれぞれ過疎地域自立促進計画を策定することになります。市町村が振興施策を実施するに当たりまして過疎債を起債する場合は、この自立促進法に基づいた市町村計画に基づかなければならないため、できるだけ早期に県の

方針及び市町村の計画の策定を終える必要があることから、8月中をめどに県の方針に対する国の同意が得られるよう努めてまいりたいと考えております。その後、市町村においては9月に市町村議会の議決を経て市町村計画をつくる。早いところは9月、口蹄疫の関係で準備がおくれているところは12月になるようですけれども、そういう形で進んでいくものと考えております。

私からの説明は以上であります。資料としまして、前回の委員会で御依頼のありました関係資料を添付いたしております。説明は以上です。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑等ございましたら、お願いをいたします。

○緒嶋委員 それぞれ5つの県が中山間地振興にかかわる条例を制定しておるわけですが、宮崎県は、過疎地域自立促進方針、そういう方針で進んでおられるということですが、こういう条例を制定して積極的な姿勢の中で中山間地の振興を図るべきだという意見がこのメンバーの中で多いと思うんですけれども、県議会で議員発議で条例を制定するという気持ちに対して、執行部としてはどういう感じを持っておられますか。

○山内中山間・地域政策課長 現在の取り組みにつきましては、今、1回、2回と説明をさせていただいたところですが、中山間地域対策というのは県の重点施策に位置づけておまして、予算の優先配分を実施するとか、それから、集落の活性化、日常生活の維持充実、産業の振興、さらに今年度からは鳥獣害対策という形で体系づけしまして、県の施策も重点施策に位置づけたということで姿勢としては打ち出しているのではないか。ただ、条例の制定とい

う意味においては、各県のところで公益的機能に対する県民の理解と、そういうことについては重要なことではないか。それはこの過疎の自立促進方針の中でも一番最初に、先ほどは御説明いたしませんでしたけれども、28ページをごらんいただきたいと思いますが、一番上の基本的な考え方の上から3行目、「しかしながら」のところですが、「過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、地球温暖化の防止などはもとより、都市住民への安らぎや教育の提供の場として」、ここは国民となっておりますけれども、「県民生活の安心・安全を支える極めて重要な公益的機能を有している」と、そういうふうに理解をしております。1行飛びまして、「県民が適切に認識し積極的に評価した上で、過疎問題の解決を県民全体の課題として考え、実効性のある対策を切れ目なく講じていく必要がある」というふうな認識はしております。そういう認識は十分しているところですが、対策としては、施策体系をし、重点施策に位置づけ、明示をしているのではないかと、今のところはそういうふうに考えております。

○緒嶋委員 我々とすれば、条例という一つの基本的なものがあれば、仮に首長が変わり、いろいろなものが変わろうとも、方針というのは、中山間地に対する思いというのは、一つの条例の中で方向づけが出されておれば、やはり県民の安心、中山間地の政策としての継続性という意味でも条例は絶対必要だというふうに思っておりますので、条例が中山間地で厳しい中でも努力しておる人に対する精神的な支えにもなるんじゃないか。そういう方向を求めながら私たちは行くべきだというふうに思います。県の今の努力は努力として我々も高く評価しながら、お互いの認識を高めつつ、地域振興、これは財

政的なものだけでなく、公益的なものの県民共通理解というのがあるって地域に協働的なものが生まれてくるんじゃないかということがありますので、我々としては、ぜひ条例まで制定して、九州では制定したところはまだないわけですけども、そういう方向で行くべきじゃないかなというふうに私は思っております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 中山間地域とか農業・農村とか、自然が持っている公益的な機能とか多面的な機能、必要性というのは、漠然とながらこれが理解できていない人というのは少ないんじゃないかと思うんです。長い時間それは言われ続けてきていますね。そこで、条例をつくるというのは、一つには条例というのは規制です。努力しなさい、前向きに進めなさいというのも規制です。规则的にそれを誘導していったらそういう条例のもとでやっていくことにするのかという選択が一つあると思うんです。ずっとこのことを訴え続けながらなかなかそれが現実的な形として、例えば川下から川上へ、そういったものに対しての投資というか還元というものが、具体的に経済活動や生活活動の中で出てきていないというところのじれったさです。

今、課長から28ページの何行部分かの説明があったんですけど、「安全・安心な食料や水の供給、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民への安らぎや教育の場の提供」と、これはずっと言われ続けてイメージ的にわかっていると思うんです。安心・安全とか水の確保といったときに、これは数量化で示す必要が僕はあるんじゃないかと思うんです。具体的に言うと、例えば山間地がこれだけ崩壊をしていった。そのときに地下水位がどれだけ下がる。そうなったときに、川下で飲雑用水を地下水に頼っている

人たちの水位が1メートル下がれば、それをくみ上げるための電気料がどれぐらいなるんだとか、そこがなくなってしまえば、上水道の水を使うことになれば水道料負担がこれだけふえるんだということは、ある程度整理できるんじゃないかと思うんです。

温暖化の防止にしても、水田の耕作面積がこれだけ減る。そうなったときに水田には、これは農政水産部の責任もあると思うんですけど、稲作のために、自分が経済活動をやるために田んぼに水を引かなきゃいかんじゃないか。自分の生活手段として、経済活動としてやっている田んぼに水を張る行為でしょうとなったときに、稲を、お金を取るためだけに水を張るとしたら、一体何センチ張ってあればいいの。それによって夜温が何度下がればいいのという最低限生産のための水の確保、これも示されていないと思うんです。試験場からもどこからも。そこでたくさんやってくることによって、そして必要な時間だけ水を張るのではなくて、気温が上昇し過ぎれば蒸発によって気温を気化熱で奪っていくとか、そういった数量化で示せるものについては示すべきだと思うんです。

それから、洪水調整機能があるというけれども、農家が圃場整備に当たって自己負担金を出しながら基盤整備をやるでしょう。そのときに、また戻るけど、水が5センチ必要なら畦畔は5センチあればいいわけですね。それを30センチつくったときに、15センチの畦畔の過剰なかさ高というんでしょうか、その15センチこそがまさに経済活動以外での洪水防止機能だと思うんです。15センチの高さのものが1ヘクタール当たり何ぼ水を蓄えることができるかということ、どうですかね、単位を間違ったらいかんけど、最低量として15トンですか、15トンの水が何町

歩あったときに、畦畔が15センチ低かったら、そこに降った雨は、この前の都城の庄内川でもですけど、一遍にざっと出てしまうんですよとか、そうなったとき、この河川の水位は何ぼ上がりますよというようなことは、行政が総力を挙げれば、専門家がやっていけば数字で明示することができると思うんです。そういったものを出していきながらやらないと、これは何年も言い続けてきているけれども、その裏づけをやっていないですよ。こういったことが本当にできないのか。ここが完全に耕作放棄になったときに、時間雨量、連続雨量がこれだけだったとき、何センチあるいは何メートル水位が上がりましたと、この河川は。それが何ミリの豪雨でこれだけ上がることになりますよというようなことは、僕は数値化できるんじゃないかと思うんです。そういった努力も促しながら具体的に体験してもら。

一方で、癒し効果があるという、森林セラピー、山地を入れたんですけど、それに理解できた人は、旅費を使って、宿泊費を負担してでも来ようとする人も一方ではいるわけです。そういったものを本当にみんなが理解できるような理論的な説明というんですか、合理的な説明というものができれば、それだけのものを我々はただで享受できているんだというところに行き着く。また、行き着かせる努力をしなきゃだめだと思うんです。条例をやったって努力義務ぐらいしかやれないですね。もちろん規制によって誘導していくというのは一番効果のあることですけど、それと同時に、そこに理解を示しておのずからやるという気持ちを醸成していくというその努力。だから、もとの総合政策本部の県民政策部が中心になって、林務だの、農政だの、教育だの、あるいは福祉・医療だのと

いう部局横断プロジェクト、癒しと健康の森業ですか、あの精神だと思うんです。こういう計画を行政側でやろう。僕ら議会側で条例をやる。でも、肝心なのは、そのことを正当化というよりも、そのことに対してなるほどなと理解できるものがバックとしてなかったら余り功をなさない。形ができるだけになっていくんじゃないかという気がするんですけど、どうですか、部長、そこらはどういうぐあいにとらえておられますか。

○山下県民政策部長 大変示唆に富む御意見だと思います。確かに非常に難しいんですけど、おっしゃるとおり、外部経済の内部経済化というのが基本だろうと思います。それは歩みは確かにのろいんですけども、例えば森林環境税ということを出てきているんですが、経済の好不調の波に左右されていつの間にかそのテーマはぐっと小さくなる。そういったところが基本的にあると思います。そういう意味で言えば、おっしゃるようになんか数値化をして、過去もたしか、国土保全奨励制度を松形知事時代にされたときに、試算として出された数字は一応示されたと思うんですけども、それが県民の中に浸透して行って、今このこういった計画で理念とする、公益的機能をもっている分を県民が負担するべきだと、そこまではなかなかならなかった。恐らくこれから先も相当長い道のりが続くと思いますけれども、有限な資源なり環境なりということを考えれば、当然そういう方策は必要だし、私は基本的に、中山間地域の住民の方々が、いわゆる生活保護に名をかりた公共投資といいますか、名を変えた公共投資という形ではなくて、自分たちがそこで国土保全のために果たしている役割に対するある意味正当な評価という形でするのがやはり一番

いいというふうに考えております。

○坂口委員 そののところだと思うんです。我々は面倒見てあげているよと。そして、面倒見ていただいているような関係じゃ絶対だめだと思うんです。対等の関係、ギブ・アンド・テイクでなければだめで、そこが一番肝心な部分だと思うんです。例えば国土保全奨励制度、森林が持つ酸素供給能力というのがあったですね。それは炭酸ガスの固定作用ですね、言いかえると。炭酸ガスを樹木が固定していく。いつかそれを切ってから燃焼させるなりしたときはまた放出するわけです。県産材とか国産材で家をつくらうという考え方があったですね。その家の寿命を60年としたとする。60年でサイクルしていつ60年後にやりかえるとしたら、古い材は必ずまた炭酸ガスに戻っていく可能性がある、あるいはメタンガスあたりに分解されていく可能性がある。60年かかったときに、同じ体積の木材というものが新たに後継木として育っていれば、そこでペイしますね。そうなったとき、まず、住宅材料としてどれだけの立米数のものが必要なのか。それが何年後にはまた炭酸ガスとして放出されていくのか。その間に60年なら60年かけて同じものを先行ストックしておけば、これを出したってプラマイゼロ。確かにそこで炭酸ガスの固定作用を果たして、またそれが持続していきますよとなったときに何が問題かという、余剰ストック分ですよ。それ以上のはるか大きいものを今どんどん山はストックしていていますね。国土保全ということでさらに植栽だ、やれ手だてだといって物すごい膨大な余剰ストックが出てくる。余剰ストックしながらそれを民有林化でやらせていくんだったら、そこに経済還元がなされなければ生活は成り立たないです。このストックしたものは公有化ですよ

ね、対等な対価を払った公有化。これを税でやるのか。森林環境税でやるのか。これだって間違えている人は、我々は500円も払ったり、産廃税ですか、ああいったものを出している。恵んでやっているじゃないかと、これはけしからん考え方だと思うんです。県のおかげで我々は森林環境税を使わせてもらってこんなにありがたいと。これも堂々といただくべきだと思うんです。だから、その理論を整理してあげるための努力を行政がやらないと、民間では限界ですよ。そのところをぜひお願いしたい。対等の関係ですね、条例がつけられて規制によって我々が守られているという感覚でもないし、我々は規制でそこに誘導されている、だからやっているんだということじゃなくて、対等にそれだけのものをいただいているなら、自分の毎日の生活活動、消費活動の中で価値あるからそこにペイしていくんですというようなものを構築していかないとだめじゃないかという気がするんです。そうじゃないと、次の人たちが生きがいを持って、そこに堂々と自信を持って、そのために我が生涯をそこで貢献していこうというところにつながらないと思うんです。これをぜひ総力を挙げて、せつかく総合政策的な部署ができていくわけですから、そこで取り組んでいただきたいという気がするんです。

○宮原委員長 要望ということでいいですか。

○坂口委員 答えがあれば。決意のほどだけでも。

○山下県民政策部長 ほぼ同じ考え方で私も取り組みたいと思います。ただ、現実には、やはり県としての資源配分の中で、今生きていらっしゃる県民に対してどれだけこの資源を適切に配分するかというそれとバランスをとりながら、将来の国土保全なり、あるいは県民のためにど

れだけ先行投資ができるかという中で考えてい
かないといけないと思っています。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○黒木正一委員 過疎法というのは6年間の延
長ということになって、今回の自立促進方針案
の中には、過疎法も少し内容が変わってきたと
いうことで、そういったものの内容というのは
どのように含まれているのかということをお尋
ねしたいと思います。

○山内中山間・地域政策課長 先ほど本文で御
説明をしましたがけれども、今までの過疎法、延
長される前ですけれども、公益的機能を有する
というところではなくて、例えば公益的機能が
あると考えられている。表現を今はっきり覚え
ておりませんが、断定的に、必ずあるん
だというふうな認識に変わってきておまして、
県の自立促進方針におきましても同じような表
記をしております。

新しい過疎法におきましては、従来ハード整
備だけが認められていたんですけれども、ソフト
事業に対しても過疎債が使えるようになりました
ということ、今回の自立促進方針の中にも、新
たにソフト事業にも過疎債が使えるという
ふうな記載をしております。

○黒木正一委員 名前はいろいろ変わっていま
すけれども、これまでの過疎法の中で多額の投
資をしてきたにもかかわらず、人口は減る一方
で衰退の一途をたどっているということ、こ
れまでの過疎法というのがどういう効果があ
ったのか、一回点検する必要があるというよう
な意見がかなりあるわけです。そういう中で、
基本的に何に重点を置くべきかと、そういった
訴えるものといいますか、全部を網羅したもの
も必要ですけれども、その中でもこういうもの
だけは何とかして最低限サポートすると。あとは

地域の人が頑張ってくれというような何らかの
目玉というのがこの方針の中には必要ではない
かと思うんですけれども、それは各市町村の計
画の中に織り込むべきものなのか、県の方針の
中に入れるべきものなのか。私は、県の方針の
中にもそういったものが盛り込まれるべきでは
ないかと思います。例えば、私はいつも思うん
ですけれども、教育の問題、医療の問題、そう
いったものだけは何とかしてこの方針の中に盛
り込みましょうといった強い意思というもの
があれば、国民も県民も、中山間地といいま
すか、過疎地域への投資というものもある程
度理解できるんじゃないかと思うんですけれど
も、そういったものについては何か考えられて
いるのでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 今、御質問の
ありました件については、項目としましては、
自立促進方針の概要の6ページ、例えば医療の
確保で医師の養成・確保でありますとか、教
育の振興で公立小中学校教育施設の整備、そ
ういう形になっておりますが、具体の施策とし
ては、中山間地においては、高校に行くに当
たって、高校が近くにないので、例えば入郷
地域は日向に出てこないといけないということ
もございまして、奨学金制度の充実というよ
うな、この奨学金制度等の「等」については
生徒寮についても入っているところでして、お
っしゃるような内容については網羅している
つもりであります。それに基づいて、こうい
うのは必要ですよ、非常に問題で経費もか
かるからということで、具体的な策を市町
村計画の中で事業として取り組む、もしくは
県としても奨学金制度、生徒寮の運営とい
うような事業に取り組むという形になって
おります。

○黒木正一委員 これまでやってきたことのような気がするんです。公益的機能があるから何とかして国民、県民で守っていかねばならないというときに、インパクトが弱いんじゃないかと。今言われたことはこれまで県も取り組んでやってきていただいたことでありますし、もう少しメッセージ性というのがあったほうが県民にも理解を得られるんじゃないかという気がするものですから、そういった面を今後、これは案ですから、考えていただきたいと思いません。

○押川委員 大変難しい問題だろうというふうに認識をしております。私も西米良村が身近でありますからよく行くわけでありましてけれども、振り返ってみると、中山間地で生活ができていた時代、20～30年前はそうだろうと思います。これはもちろん産材もそれだけの価格がしていたということでありまして、人口もそれなりにあったということで、生活というものはそれなりのことができていたけれども、徐々に経済のグローバル化といいますか、こういう中で、中山間地では生活の基盤というものがだんだん弱くなってきたということが1点だろうというふうに思いますし、こういう条例をつくる中で、都市と農村の交流というのが一番メインであるとするならば、いろんな方々に来ていただいてそこで食べてもらう、買ってもらうというのが基本であって、そういう事業というものを今までやってこられた。やはり条例をつくる中で大事なことは、隣県との関係はどうなのかということも視野に入れて、今後、県同士で、隣県の中山間地との境の協議なり、中山間地のお互いが持っているところをどうクリアすれば中山間地の中で生活ができる、あるいは豊かな自然なり、中山間地が持っている多面的な機能あた

りをどう守っていき、それを持続できるかということに持っていかないと、宮崎県だけで幾ら議論してもある程度の限界というものが私はあるんじゃないかという気がするんです。せっかく鹿児島、熊本、大分県、いろいろあるわけありますから、そういういろんなものの協議の中で、医療から教育からすべてのものをこの中でできるものがあれば、私は、隣県との協議の中でのこういった条例なり、過疎法あたりのすばらしさというものを享受していかないといけないんじゃないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 まさしく委員のおっしゃるとおり、具体的に言うと、椎葉ですとか西米良、五ヶ瀬についてもそうですけれども、隣県のほうに買い物に行ったり、病院に行ったりというような実態が確かにあり、それは住んでいる方々がそちらのほうの方が便利だから当然そういうふうになっているんだろうと思っております。それを具体的に隣県との協議の中でというよりも、まずはそちらへの展開というものがあるんじゃないか。例えば西米良の例として挙げましたけれども、小川作小屋のPRは、現に西米良もそういうふうにされておりますけれども、福岡に行ってPRをする。そうすると人吉経由で人が入ってくる。何も宮崎まで入ってこなくてもいい。なおかつ五ヶ瀬等につきましても、西臼杵3町は特に福岡に近いということもございまして、積極的に都会に向けて、人口の多いところに向かって、そしてなおかつ利便性を強調しながらやっていっている。そういう事情というのが現にどんどん起こっているわけです。ですから、そののところを具体的に事業として、先ほど申し上げましたけれども、ソフト対策として、定住というような目で見られる施

策が出てくれば。ただ、最終的には過疎債の起債の許可という形で、今ソフト対策についてどこまで見るのかというのがありますので、具体的には、そういう施策が出てきたときに財源措置ができるかどうかというのは今ここではっきりは申し上げられませんが、そういう動きが実際にあって、そこへ人が来ることによって所得が生まれれば非常にいいことではないか。そういうことはどんどん進めていく必要があるというふうに関心を持って考えております。答えになっていないかもしれませんが。

○押川委員 ありがとうございます。そういう中で、我々もすべてを見ているわけではないんですけども、道路一本抜くにも、近隣はもちろんそうありますが、隣県との協議の中で、いい道路といいますか、近い道路というか、そういうものにも、少ない投資の中で最大の効果を持つようなものが出てくればいいなというふうに思いますし、この間の委員会の後で資料をいただいたんですが、特に山間地の観光の中でも、高千穂なんか県外客が131万からお見えになっておるし、見てみると、高原でもそうですし、えびのもそうですし、県内の客より県外の客が多いところもあるわけですから、そこらあたりを十分していく。高千穂が130万人なのになぜ日之影は10万なのかという疑問があるんですけども、そこらあたりの工夫は、首長さんなり町民の皆さん方がもう少し県外客誘致あたりにも取り組んでもらえれば、そこあたりで解決もできる。高千穂はこんなに多くて日之影はなぜ少ないのかという疑問が私自身あったんですけども、そういう中で先ほどもあったように、隣県の中とのセットあるいは組み合わせというのもしりながら持っていけば、ある程度いいのができてくるんじゃないかというふう

に思いますし、先ほど坂口委員のほうから出ましたけれども、ある程度できる範囲内の目標数値、こういったものを具体的に上げられてクリアをしていけば、おのずから解決方法なり見えてくる部分があるんじゃないかと思いましたが、そういう意見を言わせていただきました。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○高橋委員 今からは多額な公共的な投資というのは厳しいと思うんです。ある意味、中山間地域ほど地産地消ですよ。地産地消は、食料品だけじゃなくて、農産物だけじゃなくていろいろな面での地産地消、このことをこの間も言われてきましたけど、かけ声倒れみたいなのところもあると思うんです。盛り上がっては沈んだりということもあると思うんです。先ほど部長のほうから森林環境税のことが出たので思い出したんですけど、この後、環境森林部が入るみたいですが、せんだっての常任委員会でも私、申し上げたんですが、森林環境税で今かなり中山間地にお金が入っていますね、森づくりで。たまたま私、旧北郷町の森づくりに参加したときに知ったんですけど、かなり補助金が入っているんです。新しいくわがあるもんですから、どうしたんですかと聞いたら、補助金で買いましたと。見たら、土佐なんですね。刃物店はあるんですよ、北郷町に。何で買わんとですかと私はその責任者に申し上げました。はっきり言いますが、森林組合にお世話になったからそこで注文しましたというんです。森林組合が火元ですよ。これは公のお金ですよ。県民から集めた税金です。生産力も弱い、県民所得も低い中ですし、その中で税金を集めて、せっかく得た税金を外に出しているわけでしょう。もう一遍地産地消の原点に返って、中山間地域、宮崎県

全体でも考えなくちゃいかなのでしょけれど、地産地消を力をこめて言うべきじゃないか。条例ができれば、そこにもしっかり盛り込んだものになるべきなのかということなんです。その辺の県としてのこの間の取り組みなり、考え方なり、中山間地域としての考え方なりが何かないものでしょうか。この前、私もがっかりきたものですから、この場でも申し上げました。

○山下県民政策部長 地産地消もそういう気持ちで進めている。どっちかというところではあるんですけども、先ほどの環境保全という観点から見ても、フードマイレージという話がありますので、当然、食べるものについては近いところから調達するほうが体にとっていいというのがありますけれども、工業製品あるいは半工業製品あたりを全部地産地消できるかというところでは難しい。ただ、中小企業で県内でつくっているようなものについては、やはりそういう配慮といいますか、調達に当たっては当然そういった配慮をする必要があるという気はしております。たしか商工のほうの事業で、新しい中小企業の製品を県のお金で買うことを推奨するといいますか、そういった事業もございまして、そういったところも活用しながらということになると思うんですが、先ほどのくわの問題もちょっと私は、北郷刃物というのがあるのは知っていますが、多分相当額が違うとか単価が違うのかなという気も一方ではしておりますので、そこらあたりが隘路かなという気がしています。

○高橋委員 額の問題をおっしゃったからまた返すわけじゃないですけど、1本4,500円でした。びっくりしました。くわの値段を知っている方は、えっと思われるでしょう。そんな値段でな

くてもあるんですよ。1本4,500円ですから、立派なくわでした。それはいいんですけど、いま一度ここで申し上げたいのは、個人の消費、自分のお金で買うものは規制、制約が難しいと思うんです。ただ、公のお金は何らかの域内で、せめて宮崎県内に、外に出さないよというようなことは力強く発信してもいいと思うんです。そのところをいま一度行政のほうで整理をしていただきたいなと思っています。

あと1点、先ほど観光のところでも出たものですから、私も言わせていただきたいんですが、この前の特別委員会の後に立派な資料をつくってそろえていただきました。私が要望しましたブロックごとの人口の推移なんかも出していただきまして、大変わかりやすく、感謝をします。観光客数を見てびっくりしたところもある。私の隣の串間なんてたった20万しか来ていないのかという思いなんです。観光も過疎になったんだなというふうに思いたくなるんですが、ただ、これだけじゃわからんものですから、5年前とか10年前と比較すると傾向がわかるなとこれを眺めながら思って。また皆さんに御苦労いただくんですが、例えば高千穂なんかここ数年でふえていますね。ここは100万ちょっとぐらいのところだったのに今150万ですね。椎葉は8万4,000人しか観光客がいなかったというのもびっくりなんです。ひところはかなりここも集客していたと思うんですが、集客が途絶えてきた、旅館が寂れてきた、食堂とか買い物をするところも寂れてきて、ひよっとしたらなくなっていつている。お客さんがそこに魅力を感じなくなって減ってきている。そういうこともわかるんじゃないかと思うんです。5年前、10年前と比較できるような資料をもしいただけたらお願いしたいと思います。

○後沢観光推進課長 今ここで5年前とかの数字を全部網羅的に御説明することはできませんが、例えば串間市でいいますと、私の手元に5年前の数字との比較がありますが、5年前と比べて89.9%に減っているということになっております。過疎市町村の観光客の5年前との推移を見ても一貫性はありません。御指摘のあった高千穂ではふえていますし、それ以外、ふえているところ、減っているところいろいろあります。それぞれについてその要因があるんでしょうけれども、串間についていえば、都井岬という立派な観光資源がありつつも、それを生かした体験メニューとか、観光の需要も変わってきていますので、行った先々で体験をしたり、そういったソフト的な面の充実というのが一つ課題かなというふうに考えております。

○黒木正一委員 観光客数の統計のとり方は難しいと思うんですけれども、下に重複調整後の数字があつたりします。これはどのような統計のとり方をされているのか教えていただきたいと思ひます。

○後沢観光推進課長 統計のとり方は非常に難しく、おっしゃるとおりなんですけれども、この統計のとり方は、各市町村での入り込み客数をいろんなポイントでカウントしているわけなんですけれども、1人の方が複数の市町村に行かれる場合もあるので、五ヶ瀬へ行って日之影へ行くということもありますので、アンケートで幾つかサンプル調査しまして、お一人当たり何市町村行かれたかという平均値をとって、平均訪問市町村数で割り戻して重複分を排除するというやり方をしております。

○黒木正一委員 1人の人が同じ市町村の2カ所に行ったら2人というふうになるんでしょうか。

○後沢観光推進課長 一番下の数字は、本県に何名の方が来られたかというカウントの仕方をしておりますので、1人の方が五ヶ瀬と日之影に行かれた場合に、日之影で1人来ましたというカウントをして、五ヶ瀬で1人来ましたというカウントをする。そうすると県としては、単純合計すると2人が来たというふうになりますが、実際には1人の方しか来ていないので、それを割り戻して、県に何人来られたかという数字を出すという操作をしているのが一番下の重複調整後という数字です。

○黒木正一委員 例えば高千穂に行って、岩戸神社に行った、それから高千穂峡に行ったというのだったら、それは1人というような考えでいいわけですね。綾町がわかったら教えていただきたいんです。

○後沢観光推進課長 5年前の数字ですか。

○黒木正一委員 20年の観光客数です。

○後沢観光推進課長 綾は、平成20年の県内外合計で103万658名です。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○山内中山間・地域政策課長 先ほど黒木正一委員のほうから御質問のありました、医療の確保、教育の振興等についての過疎の自立促進方針の特徴といたしまししょうか、そういう点につきまして説明不足でしたので、追加で説明をさせていただきます。

具体的には、医師の確保の中で、それがストレートに黒木委員のおっしゃるようなものになるかどうかはわかりませんが、自立促進方針の本文、49ページの(2)医師の養成確保のところでございますけれども、最近の動きとしまして、医療の確保の下のほうの3行目ですけれども、「平成22年度に宮崎大学医学部に開設された地域医療学講座を支援することにより、

過疎地域の医療も含め、本県の地域医療を担う医師の養成確保に積極的に取り組む」ということで、これは福祉保健部のほうで取り組んでいただいているところですが、そういう具体的な動きについても要所要所で記載をさせていただいているところです。

説明は以上です。

○宮原委員長 よろしいですか。それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後2時7分休憩

午後2時10分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部においていただきました。本日は、時間の制約上、委員の紹介をお手元にある配席表の配付にかえさせていただきたいと思います。また、職員の皆様の配席表も各委員に配付しておりますので、ともに御参照ください。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、御案内のとおり、本県の森林面積は県土の76%を占め、林業は中山間地域の主要産業の一つであります。本日は、本県林業の現状や課題を初め、森林資源を活用した今後の戦略的な取り組み等について御説明をよろしくお願いいたします。

○吉瀬環境森林部長 環境森林部長の吉瀬でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、日ごろより本県の環境並びに森林・林業に関します施策の推進に多大なる御理解と御協力をいただいております。厚くお礼を申し上げます。

座って説明させていただきます。

皆様方、御案内のとおり、森林・林業・木材

産業を取り巻く環境というのは、木材価格の低迷、山村地域の過疎化・高齢化の進行に伴いまして担い手の減少など、非常に厳しい状況が続いております。このようなことから、環境森林部といたしましては、既定の制度事業はもとよりでございますが、森林施業の集約化等による林業生産性の向上や、非住宅分野やエネルギーとしての利用など新たな分野での県産材の利用促進、また、オフセットクレジットなど森林資源に新たに経済的価値を与える施策や、木質バイオマスの利用促進等に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、お手元に配付しております委員会資料の表紙でございますように、本県の林業の現状と課題等について御説明いたします。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、計画指導監から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤計画指導監 それでは、私のほうから、本県の林業の現状と課題等について説明させていただきます。

お手元の委員会資料、1ページをお開きください。まず、(1)の森林資源等についてであります。本県の森林面積は県土の76%に当たる59万ヘクタールで、そのうち民有林が70%の41万2,000ヘクタールとなっております。まず、上のほうのグラフ、民有林の蓄積量の推移をごらんください。民有林の蓄積量、つまり木の体積のことですけれども、これを年度ごとに示しております。一番左が昭和42年の蓄積量、一番右が平成20年度となっております。だんだん蓄積量が増大していることがわかると思います。グラフの一番右側は、平成20年度の民有林の蓄積量を示しております。全体で約1億500万立方メートル、そのうち人工林の蓄積は8,000万立方メ

ートルとなっております。

次に、下のほうのグラフ、民有林人工林の齢級別面積の推移をごらんください。ここで、まず、グラフの下の注書きをごらんいただきたいと思います。この中で齢級という言葉を使っておりますけれども、齢級といいますのは、森林の年齢を5年ごとに区切ってあらわしたものでございまして、例えば1齢級というときには1年生から5年生までの森林を呼んでおります。

グラフに戻っていただきまして、本県の民有林における人工林は8齢級、林齢でいいますと36年から40年生をピークとして、伐採可能な8齢級以上の森林面積が63%を占めるなど本格的な利用段階を迎えていることから、今後木材の新たな分野での活用や販路の拡大など、積極的な木材の利用を図っていく必要があります。

次に、2ページをごらんください。平成20年度から重点施策として取り組んでおります植栽未済地対策についてであります。植栽未済地解消の推移の表をごらんください。平成19年度末時点で約2,500ヘクタール発生しておりました植栽未済地につきましては、平成20年度から事業に取り組み、表の一番右の下から3段目の累積解消面積のところにありますように、平成21年度までに1,766ヘクタール、全体の70%を解消しており、事業終期である今年度までの3カ年間で解消することを目標に事業に取り組んでいるところでございます。

次に、その下にあります不在村者の所有面積の推移の表をごらんください。農林業センサスの調査結果を載せておりますけれども、昭和55年の約5万6,000ヘクタールから平成12年には7万2,000ヘクタール余りに増加しております。平成17年の数値につきましては、調査方法が変更されたことにより約6万5,000ヘクタールに減少

しておりますが、市町村有林等を除いた私有林全体の20%を占めている現状であります。木材価格の低迷等によりまして、不在村森林所有者の森林管理水準の低下が危惧されることから、不在村森林所有者に対し、森林組合等による長期施業受託を進めるなどの取り組みを推進し、森林の適正管理を図っていく必要があります。

次に、中ほどの(2)林業生産についてであります。グラフ、林業産出額の推移をごらんください。林業産出額は昭和55年をピークに減少傾向にあり、ここ数年は200億円前後で推移しております。平成20年は全国第4位の約223億円となっております。その内訳を見てみますと、木材が168億円で75%、きのこ類が約52億円で23%を占めております。

次に、3ページをお開きください。素材生産量についてであります。上のほうのグラフ、素材生産量の推移をごらんください。棒グラフが本県の素材生産量、折れ線グラフが素材生産量に占める杉の割合を示しております。グラフの一番右に平成21年の生産量等を示しておりますけれども、素材生産量は約143万立方メートルと北海道に次いで全国第2位となっており、特に杉の素材生産量は約123万立方メートルで素材生産量全体の約86%を占め、全国の杉の素材生産量の15%となっており、平成3年から全国第1位となっております。

次に、下のほうのグラフ、素材価格の動向をごらんください。昭和50年度からの素材価格等を示しておりますが、素材価格は長期的に低下傾向となっております。例えばグラフの真ん中の折れ線の一番右の数字を見ていただきますと、平成21年の杉中丸太の価格は1立方メートル当たり1万800円と、ピーク時の昭和55年の3万6,900円に比べ、約3割程度にまで下がってお

りまして、林家経営は一段と厳しさを増していることから、森林所有者の所得の向上を図っていく必要があります。

次に、(3)の林業担い手についてでございます。次のページ、4ページになりますが、上のほうのグラフ、林業就業者の推移をごらんください。棒グラフは林業就業者数、折れ線グラフが65歳以上の割合を示しておりますが、昭和50年から平成17年まで林業就業者数は年々減少を続けておりまして、一方で65歳以上の割合は昭和55年度以降年々増加しております。グラフの一番右になりますけれども、平成17年の本県の林業就業者数は2,311人で、5年前の平成12年の3,212人に比べ28%減少し、65歳以上の割合が22.3%と、2.3ポイント高くなっております。このように、林業担い手の減少と高齢化が進んでおりまして、大変厳しい状況にありますことから、林業事業体の育成や新たな担い手の確保などに努める必要があります。

次に、(4)の森林の持つ多面的機能についてであります。中ほどの表、森林の持つ多面的機能の貨幣評価をごらんください。ここでは、平成15年に試算した本県の森林の持つ多面的機能の年間評価額を示しておりますが、本県の評価額は約1兆9,000億円で、全国の評価額70兆2,000億円の約2.7%を占めております。本県の評価額の内容を見ますと、表面侵食防止機能が約7,000億円、水資源貯留機能と水質浄化機能がそれぞれ3億円程度となっております。

最後に、(5)の今後の取り組み方向についてでございます。現在、国におきましては、森林の有する多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用、エネルギー利用等の拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献という3つの基本理念のもと、

森林・林業再生プランの策定が進められておりまして、我が国の10年後の木材自給率を50%以上とすることを目指すなど、国の制度自体が大きく見直されようとしております。

このような中、本県では、新たな森林・林業長期計画策定を進めておりまして、今後の国の状況を見据えながら、既に利用段階を迎えている全国有数の本県の森林資源や、これまでに整備された全国トップクラスの林道・作業道などの基盤整備、高性能林業機械の導入状況など、本県の高いポテンシャルを積極的に活用し、我が国の森林・林業をリードしていく力強い産業の再生に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

これらを踏まえまして、今後の取り組み方向といたしましては、まず、①にありますように、作業道の整備や森林施業の集約化による林業生産性の向上や、生産・流通・加工の各段階におけるコスト縮減等に取り組み、利益を山元に還元し、森林所有者の所得の向上を図ってまいります。次に、②にありますように、木材の自給率向上を目指しまして、外材のシェアが大きいはり・けたへの県産材への代替利用や、非住宅分野やエネルギーとしての利用など、新たな分野での利用促進や需要開拓に取り組みます。次に、③にありますように、温室効果ガスの排出量取引やオフセットクレジットなど、森林資源に新たに経済的価値を与える施策や、未利用木質バイオマスの利用促進など、森林資源をフルに活用する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

こちらからの説明につきましては以上でございます。

ただいまの説明で、水資源の貯留機能のところで、3,000億円を3億円と申しました。訂正さ

せていただきます。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑等ございましたらお願いいたします。

○押川委員 民有林人工林の齢級別面積の推移ですが、先ほど説明がありましたとおり、8 齢級40年ということでありませけれども、63%、これは今後どういう形で皆さん方の考え方としてはやっていかれるのか。例えば長伐期にどのくらい持っていくのか、具体的な計画等があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐藤計画指導監 ただいま御指摘にありませたとおり、8 齢級を頂点としてかなりいびつな形になっているのは事実でございます。今後、長伐期という方向もござひませけれども、長伐期といいませても、風とか台風の影響等もござひませるので、全部が全部長伐期に向かおうという考えは持っておりませ。県北のほうに行きませると、依然として50年とか60年で切って回すほうがいいんだというお考えの方もいらっひませるので、現在のところ、どのぐらひを長伐期に持っていくという数値は持ち合わせっておりませけれども、先ほど申しませ長期計画の中で、この山がかなり高いものですから、10年、20年で平均化するというのは難しいんだけれども、今後の木材需要量ともかみ合わせませしてその辺の試算を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○押川委員 わかりませけれども、長伐期制あたりも環境森林部のほうでは計画の中にあつたと思ひませから、具体的に長伐期ができるところとできないところとの区別あたりはしておくべきではないかと思ひませし、皆伐のほうがよくければ、価格に応じてそこらあたりは臨機応変にやっていけばいいんではしょうから、長伐期

は長伐期としてのものがあるのであれば、それなりのものというものは私がつくっておくべきだろうと思ひませから、お願いをしたいと思ひませ。

それから、不在者の所有面積であります、平成12年から17年で減つてきたというのはどういふことで面積が減つてきたのか。あと、人数がわかれば人数も教えていただきたいと思ひませ。

○佐藤計画指導監 面積が減つてきたという理由でござひませけれども、注書きに、平成17年の調査から調査方法が変更と書いてありませけれども、12年と17年は調査対象が違ひませして、17年からは、不在村者の所有森林の中でも一定の施業をしている森林をカウントするというこゝになつておりませして、必然的に何もしてない不在村森林所有者の森林はカウントされてないという実態があるようでございます。ですから、ここから先は推定の域を出ませんけれども、平成17年の6万5,000というのは、同じ方法であれば8万程度の数字になつていふかと思ひませ。

それから、人数については、ちょっと。

○押川委員 わかつた段階でいただければいいと思ひませし、地域がわかればあわせて地域まで。それと、今言われたとおり、調査の方法が違つたというこゝで、施業等があれば今回はカウントから外したというこゝでいいわけですね。違ひんではしょうか。このとらえ方。

○佐藤計画指導監 カウントから外したという考えで結構です。

○押川委員 17年の面積が減つたというのは、先ほどの説明では、一定の施業がなされていれば今回はカウントから外したというこゝでよろしいんではしょうかという確認をしているんではしょうか。そうじゃないんではしょうか。

○佐藤計画指導監 ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、施業をしている人だけをカウントしたということになりますので、先ほど申しかけましたが、施業をしていなかった人は必然的に落ちているということになっておりまして、そういうことになると、不在村の森林所有者の方はどちらかというと施業されない方が多いと思われますので、必然的に、先ほど申しましたように、7万2,000の数字はかなりの数字に上っているのではないかと推測しておるところでございます。

○押川委員 わかりました。次、3ページであります。素材価格の動向、昭和55年は立方当たり約3万円でありますけれども、21年度は1万円ということで3分の1であります。先ほどの話では、何とか所得を上げるような方法を考えたいということですが、今後の取り組み方向の中でそういったものは出てくるのでしょうか。今後の取り組み方向の①の生産・流通・加工、各段階でのコスト縮減等ということでもありますけれども、森林所有者の所得向上を図るということはいつも出てくるんですが、こういう文言は理解しますけれども、具体的にどうなんだということをお早くやっていかないと、どんどん人口は減ってくる、山での生活ができないということになれば、自然に中山間地から人がいなくなるということでしょうから、そこをきちんと示していただけるようなものがあれば聞かせてほしいなというふうに思います。なければ部長でもよろしくお願ひします。

○徳永山村・木材振興課長 木材価格につきましては、3万円から1万円に落ちたと。これは御存じのように、木材価格というのは国際価格でありまして、外材との競争の中で、為替レートの関係で、昔1ドル360円だったころは3

万5,000円、今は1万を切っているんですが、大体1万。ドル為替と同じ値段になっているというのが現状であります。こういう状況で外材と競争しながら森林所有者に所得を還元するという方法といたしましては、ここにも書いてありますように、各段階でのコストを下げていくということが一番の方法ではないかということで考えております。こういう手を打ったら価格が上がるという決め手というのはなかなか難しい現状でありますので、各段階において、いわゆる植林から育てる間のコストを下げる。造林、下刈り、間伐等も含めてコストを下げる。それから伐採から搬出まで、それをまた下げる。製材、加工・流通についても下げる。機械の大型化とか、高性能機械を入れる、そういうことを地道にやっていくという方法かなというふうに思っているところです。

○押川委員 頑張ってください。

○佐藤計画指導監 先ほどの人数についてでございますけれども、センサスでは調査対象となっていないようでして、これは参考になるかどうかかわかりませんが、森林組合員数に対する地区外居住者の数字というのは統計的に出ておりまして、全体の組合員数が9万7,000人ほどいるんですけれども、そのうちの地区外居住者につきましては、約9,000人ぐらい、約1割ぐらいになっています。ただし、森林組合は広域合併しておりますので、厳密に言う市町村別の不在者ということにはなりませんので、その辺を御了承いただきたいと思います。

それから、市町村ごとの内訳ということですが、先ほど申しましたように、対象となっていないのははっきりわかりません。

○高橋委員 4ページの(5)の②の木材自給率向上のところ、外材のシェアが大きい住宅

のはり・けたへの県産材の利用ということで御説明がありましたが、外国材との競争ということもあって、恐らく価格差だと私は推察するわけですが、その辺、具体的にどのくらいあるものなんでしょう。

○**小林みやざきスギ活用推進室長** ただいまデータを調べたいと思いますので、お時間をいただけたらと思います。

○**高橋委員** 価格に差があるという現実の間違ってはいないんですね。

○**小林みやざきスギ活用推進室長** 手元にデータがありませんので、傾向だけお話をさせていただきますと、こちらに示しております外材のシェアの大きいはり・けた、こういった分野につきましては、確かに価格差がございます。外材、特にアメリカから入ってきておりますベイマツといったたぐいのものは、国産材、県産材に比べまして安い傾向にあるようです。そのためになかなかシェアを奪還できていない。一方で、住宅に縦に使われる柱といったようなものにつきましては、同程度の価格になっておりまして、そちらのほうは比較的競争力があるというふうに考えております。

○**高橋委員** 新聞に入るチラシを見ると、住宅のチラシも目につきますね。デフレでいかに安く受注させるかというようなことで、その根本は、やはり所得が上がっていませんよね、これは難しいところだと思うので皆さん方に責任はないと思うんですけど、日本全体の経済の仕組みとかそういうところまで突っ込まないといけないものですから、この場では議論しませんが、ただ、公のところは率先すべきだと思うので。もし数字が出るならいただきたいと思うんですけど、公の施設での木材の利用率ですよ、宮崎県内でいろんな公の施設があると思うんですが、

県有施設なら県有施設に限ってでもいいんですけど、そういうところをしっかりとチェックすべきかなというふうにとったりしていただきますので、もし出れば、後日でもいいんですけど、教えてください。

○**宮原委員長** 後日、資料を出せますか。9月の議会でもいいそうです。

○**徳永山村・木材振興課長** ちょっと調べて出します。

○**田口委員** 2ページの植栽未済地の件について少しお伺いいたします。当初2,500ヘクタールもあると聞いたときはびっくりいたしました。それが4年で解消するということを目指しておりましたけれども、今見てみますと、700ヘクタールとか500から600、どんどん減少してきておりまして、22年度に行くと予定どおりに解消できそうなのか、それを教えてください。

○**佐藤計画指導監** 残りの757ヘクタールは、森林農村整備センターの分収造林ですとか、うちのほうの補助事業を使った造林ですとか、計画量を立てておりまして、それに向かって今努力しているところがございますので、ことし中の解消に向かって全力でやりたいと思っております。

○**田口委員** 2,500ヘクタールで当初始めていますけど、この間に新たに発生している未植栽地というのはあるんじゃないですか。

○**佐藤計画指導監** 御指摘のとおりでございます。植栽未済地の定義というのが、伐採が終了して3年間で更新ができていない森林という定義になっております。御指摘にありましたように、平成17年と18年の伐採地につきましては、21年で17年は3年後を迎えるわけですから、新たに植栽未済地となっている可能性がございます。ですけれども、現段階では的確な調査方

法が確立されていないためにその面積を正確につかむことはできておりません。県としてはこの事業をきっかけとして、今まであった植栽未済地の解消はもちろんですけれども、今後新たに発生する植栽未済地の抑制というのも大きな目標に掲げているところでございます。今の森林組合の職員とか県や市町村の人たちがマンパワーでやってきた現地調査等は、非常にロスが多くて手間がかかりますので、昨年度から、林業技術センターが人工衛星データを活用して伐採地などを調査するシステムをつくり上げつつありまして、本年度からそのシステムを利用いたしまして新たな植栽未済地の把握とその解消に向けて動きをするように、今現在準備を進めているところでございます。

○田口委員 基本的なことを教えていただきたいんですが、植栽の主体となっているところはどこになるんですか。毎年主に植栽をやっているところはどこになるんですか。

○河野森林整備課長 3年間で植えられなかったということで、後継者がいないとかいろんな事情がございまして。補助残が出せないと。高い補助率の制度を林業公社が主体となってやった場合には国が準備しておりまして、基本的には公社が事業主体でやるというような事業でございまして。

○田口委員 どんな樹木を植栽しているんですか。

○河野森林整備課長 今申し上げました林業公社が事業主体となるものについては、通常の造林と同じく杉が多いです。ただ、それとは別に、解消対策の一つとしては、森林環境税を使いました、水源地上流部だとか公益上重要なところの造林もやっていますけれども、これは広葉樹造林ということで、クヌギだとかケヤキだとか

そういったものを植えております。

○田口委員 一般の杉等々のものと広葉樹林の大体の比率というのはわかりますか。

○河野森林整備課長 さっき申し上げました公社がやるものと森林農地整備センター（旧緑資源公団）というのがありますけれども、それで合わせて250ぐらいでしょうか、それは杉が中心です。広葉樹造林は40ヘクタールでございまして。

○田口委員 最後にしますが、その植栽をしてもらった木の所有権というのはどういうふうになるんですか。

○河野森林整備課長 所有権は森林所有者でございまして。ただ、さっき森林環境税と申し上げましたけれども、それについては、20年間は伐採できないというような制限つきの条件はついております。

○田口委員 森林所有者というのは、土地の所有者のものになるということですか。

○河野森林整備課長 土地所有者が所有権は上物についてもあります。

○坂口委員 アバウトでいいから、全国でまず知りたいんですけど、木材の年間のストック量と消費量、成長量とっていいかもわからんけど、年間どれぐらい全国でストックしていつているのか。育っている量とっていいです。立米数がふえている量とっていい。それと消費されている量。

○佐藤計画指導監 全国のストック量ですか。

○坂口委員 わからないなら県でもいい。

○佐藤計画指導監 全国の数字は今すぐ出せないんですけど、県のストック量でいきますと、成長量でいきますと、民有林が約280万立方ぐらいあります。国有林が130万立方ぐらいあります。合わせますと400万ちょっとぐらいですか、そういう統計資料になってございます。

○坂口委員 消費がどれぐらいされているもの
なんですか。そこのところはいいんですけど、
とにかくストックされている量が消費量をはる
かに上回っていると思うんです。さっき県民政
策部でお尋ねしたんですけど、とにかく相当な
量がオーバーストックになっていっていると思
うんです。その中でまた外材と国内材とのシェ
アがあるから、最終的に国内で使われるものは
国内材が100%占めるようになったにしても、は
るか大きい数字がオーバーストックされていっ
ているということは間違いはないのかどうか、そ
こらでもいいですから、それは確認できますか。

○佐藤計画指導監 消費量ということですが
でも、先ほど申しましたように、県の素材生産
量というのは大体140万前後で今推移しており
ますので、先ほど申しました数量からすると大分
余っているといえますか、ただし、先ほど400万
立米程度と申し上げましたのは、あくまでも立
木の数量でございますので、それから材にする
ときに6割とか7割という数字になりますので、
そこ辺を考えていただいても、県のレベルでは
若干余裕があるということになるかと思いま
す。

○坂口委員 若干だったらそう心配しないん
ですけども、ストック量がはるかに多いと思
うんです。今のは素材生産だけで、山に植えてど
れぐらい育てているか、どれぐらい切っている
かというその差が年々相当な量でオーバーして
いっていると思うんです。最終的に今の経済活
動の中では余剰だけがふえていって、そんなも
のが価格に行ったり、いろんなことが避けられ
ないんじゃないかという気がするんですけど、
そこはどうなんですか。1億立米ぐらいストッ
クして1,000万立米ぐらいの消費とか、はるか大
きい差があったような気がするんです。

○徳永山村・木材振興課長 全国の消費量は、20
年が6,300万立方の需要があったようなんで
すが、そのうちの県産材が1,750万で、国産材
が4,600万ぐらいあるようです。本県のことを言
いますと、先ほど言いましたように、350万か
ら400万ぐらいの成長量がありまして、そのうち
の140万ぐらいが伐採されているということ
ですから、250万ぐらいは成長量のほうがどん
どんたまっていくという状況でありますので、先
ほど示しました年齢別の蓄積量がありましたけれ
ども、相当量の山を切らないと将来的には、今
の需要量のまま行きますと、相当成熟された山
という状況になると考えております。

○坂口委員 4ページなんですけど、多面的機
能が数量化されて金額で示されていますね。こ
ういったものを見ていくと、ストックされれば
されるほどいいことかなと思うんですけども、
現実はやっぱり違うと思うんです。山では暮ら
しができないし、それが評価を受けていないと
いうこと。それで、この評価の出し方ですね、
炭酸ガスの吸収で531億円、表層崩壊で2,000億
近いお金、これは1年間ということなんですか。
1年間の金に換算した機能の評価額ということ
でいいですか。

○佐藤計画指導監 年間評価額ということに
なっているようでございます。

○坂口委員 そうしたら、これだけ税をばらま
きゃ楽な話ですよ。その合意がとれないとい
うことは、これは一定の手法であって実態と整
合しているかどうかというのはない。一つの方
法に沿って出したらこうなってしまったとい
うことですね。まずは何と比較するかというこ
となんですけど、今の山を放置したときに、全
く山からみんなほったらかして放置したとき
に、これだけのものがマイナスとして、明らか

れだけの機能が低下しました、それは国民の損になりましたよとなれば、積み上げ方式でいいんですけど、放置したときにどうなるかというものととの比較ですよ、それをやらないとこの数字は何の意味なのということになると思うんです。

二酸化炭素にしても、さっきも言ったんですけど、木を切って最終的に家をつくる、あるいはペレットなんかで燃やすとなった途端に炭酸ガスですね。家をつくって60年なり50年なり住んで、それを廃材にして処分したら炭酸ガスです。あなたたちはストックしてきたものを全部出してしまったじゃないかということになる。

そこらをどう整理していくかなんですけれども、これを整理していくためには、一つの考え方として、オーバーストックをどんどんやっていっているわけです。一方では部分的に消費していっている。オーバーストック分には確実に炭酸ガスが固定されています。土壌の表層を侵食防止する作用というのも残っている。切ってしまったらまたはがされてしまう。そうなったときに、オーバーストック分は確実に何らかの機能を果たして、それが国民の生活を支えたり、あるいは国土を保全してきたりという機能でここにストックされています。そこには苗を植えてからここに持ってくるまでの汗が、貢献していますよということの一つ整理する必要があると思うんです。僕は、やはりストック量の税による買い上げ化だと思うんです。日本が山を生活のために生かすには、成長していく部分の大方1割か2割の量しか必要ないんですよというもの、これを経済に出していくべきだと思うんです。

先ほどの説明では、本県は林道の普及率が日本一だと言われるけれども、だだっ広い山に林

道を幾ら持っていたって、この工事のおかげで、そこが原因で山崩れが起こったとか言われると、果たしてそれが誇れることかな。それよりも、本県にこれだけの森林面積がある。経済活動として必要な面積はたったこれだけなんだと。量をそっくりそのままじゃないですけど、そういう理屈の上で、考え方の上で。これだけの面積が経済林として必要なら、それを本当に経済林として適するところ、言いかえれば、保安林としても、あるいは景観林としても水源涵養林としても、余り優先順位が高くないというところで、経済林としての優先順位は里山だから高いというところに、むしろ側溝を持った、災害につながらないような構造を持った道路を密度よく碁盤の目のように整理していく。そしてほかは、さっき言いましたように、ストックしたのは、本当にこの数字が、それだけのものがどう合理性があるかは別として、マイナスじゃないといったもの、ここに税でこれをずっと将来につないでいく。ストックして経済活動にこれを回さなくても、確かに貢献された分に対しては所得が得られますよと、これがやっぱり所得補償だと思うんです。社会貢献した当然の対価だと思うんです。

だから、この数字の出し方というのは何と比較したのか。放置していたらこれだけになるけど、放置しなかったら3,000億もの価値がありますよとか、あるいは水源の貯留量にしても、どうやったときに比べて1年間で水源確保のために3,000億もの県民への貢献をしていますよと。こんな無茶な数字を出したって、根拠がないから、多面的機能があるんですと言ったってどうもそこに理解が求められない。これを突き詰めていくと、我々が生きていくための、酸素にせよ、水にせよ、温暖化にせよ、癒しにせよ、こ

れは生命が存続できていくかいけないかという生命そのものの存立基盤ですよ。基礎基盤ですよ、生きていくための。そこはしっかりと理論武装して、根拠を示して、1年間に100ヘクタール分しか我々の生活のための経済としての必要性はないんだけど、1,000ヘクタールやっただけで生命をつなげていくと。この900ヘクタールに対しては、オーバーストックになっていく分はしっかり税でそれはストックしていきますというような、そういった基本からの考え方を変えないと、これは本当に小さいことをぐずぐずやりながら、あらゆる手練手管ですね、枝葉でもって税を徴収した、突っ込んでいく。面倒見てあげているよ。我々は本当に一生懸命頑張るけど、面倒見てもらっているんだらうかと。さっきいみじくも出たんですけど、生活保護的な立場でここにおらしてもらっているんだらうかと。そんなのでは僕は政治じゃないと思うんです。そこはすっぽりメスを入れていってしっかり理論的にやっていかなきゃだめだと思うんです。

余った木材を山主さん、どうするのと。老木になって倒れてしまつて災害の原因じゃないかというところまで行き着くと思うんですよ、今のやり方では。そんなときに、山の人たちが我々の生活のために多面的な機能をやって、あんたらのためになるから税金くれよと言われたけど、違うじゃないかということに将来行き着いてしまう危険性だつて持っていると思うんです。これは手練手管じゃないと思うんです。やっぱり基本からしっかりやっていって、そのための知恵を出していく。

これは国家的なプロジェクトとして取り組んでいって、保健・レクリエーションのためには、全く我々の生理に影響を与えない、あるいは悪

影響を与えるような山だつたり放置された田畑だつたりしたときに、これは生理上、健康を害します。あるいはセラピー効果があるように、生理に影響してそれは医療費の軽減、ドイツなんかではそれが承認されて医療保険まで使えるじゃないですか、山に行つて休養をとるのに。そういった具合に根本からやっていく。そのための25のセラピー基地だつたと思うんです。医療的あるいは医学的見地から検証していくというやつです。そういうのともう少し連携をとっていく。これは要望になって、ちょっと雲をつかむようだと感じられるかもわからんけど、県民政策部が中心になってその宮崎版をやっていく。そのためにせつかく県北と北郷と綾ですか、県北、県央というか県西というか、そして県南に入ったわけですから、セラピー基地が。そこらで医療的なもの、一番は医療的なものでしょうね。健康への貢献とかそういったものももっと大がかりにやっていって、森林の持つ多面的機能の貨幣評価というものを出していかないと。

宮崎の山が荒れてしまつたら、さっきも言ったんですけど、地下水位が何メートル下がりますと。そうすると、企業なんていうのは相当な地下水をくんでやっていますね。メッキだの部品にかかるところなんか特にですよ、IT関連とかは。何メートル地下水位が下がつたらあなたのところの地下水をくみ上げるための電気料は年間何百万ふえるんですよ。これがもっと下がつたら、あなたのところは上水道あたりから持ってきて、立米何ぼ変わっただけでこれだけの負担増になりますよと。山があつて夏場の水を冬場に蓄えて地下に出してくれているから、その貢献にあずかっているんだと。具体的にこの山のおかげで年間何ぼもうかっている。負担

が軽減されている。そこらまでいかないと、毎年同じようなことをやっていかなきゃだめだと思うんです。余りにも離れた話になったかもわからんけど、ぜひそこらのところは理論武装して行ってほしい。これは要望でいいです。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくをお願いします。ほかにございませんか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 先ほど高橋委員から御質問のありました、1つは木材価格の点でございますが、杉の3メートル柱角の値段でございますが、杉材でしたら、乾燥材で5万9,700円、それに対しまして、ヨーロッパから材料が来ております集成材の柱の場合は6万3,500円といったような状況になっております。

それから、非住宅の分野の件でございますが、こちらのほうにつきましては、全国の住宅以外の建築棟数が5万5,000棟に対しまして、その中で木造が1万2,000棟ほどということになっておりまして、比率にいたしまして22%に過ぎないと。住宅に比べますとかなり低いという状況になっております。ちなみに本県におきましては、710棟中204棟ということで、29%ほどで全国よりは高いんですけれども、住宅分野よりはかなり低いデータになっております。

それから、参考でございますけれども、国におきましては、公共施設ですとか非住宅の分野における木造率の比率を高めようというようなことで、木材利用促進法というものがさきの国会で成立をしております、公共施設でしたら低層のものから順次原則木造化といったような方向で進めようということで法制化がなされておりますので、こういったようなものも踏まえながら県産材の利用拡大に努めていきたいというふうに考えております。

○高橋委員 3メートル杉5万9,700円、ヨーロッパのほうが高いんですね、6万3,500円。

○小林みやざきスギ活用推進室長 平成21年のデータでございますけれども、この時点ではやはりヨーロッパの材の集成材のほうが高いという状況でございます。

○高橋委員 外材のシェアが大きい理由というのがちょっとわからなくなっただけです。

○小林みやざきスギ活用推進室長 先ほども若干申し上げたんですが、柱材の場合は、価格競争力は杉材は特に強いということでございます。それに対しまして、はり・けたにつきましては、アメリカ等から入ってくる外材のほうが価格が安く、競争力が強いということでございます。

○高橋委員 今の価格はわからないですね。わかりました。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○黒木覚市委員 1ページは民有林だけが書いてあるわけです。公有林も3割ぐらいあるわけです。この率も非常に大きいんですよ。それと林業公社での民有・公有、どれぐらいの割合でどういう林齢か、これも下の表のように書いて後で出してくればいいです。

○宮原委員長 資料請求ですが、準備ができますか。次の機会がいいですから、準備ができますか。じゃ、よろしく願いをいたしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですが、先ほどからいろいろとお話を聞かせていただいております。森林の持つ多面的機能という点で先ほどから説明があったところでありますが、中山間地域振興対策特別委員会ということでもありますので、中山間地域に存在しているさまざまな格差是正

とか、中山間地域の活性化に向けたボランティア活動への参加を促していかなければなりません。都市部と中山間地域の共生が必要であるというふうに考えているところでもあります。本県の森林の多面的機能の年間評価というのは、先ほど4ページの(4)で説明がありました。一概にこれがすべていいということではないということも先ほども議論の中で出たわけですが、貨幣換算にすると1兆9,000億円ということになっているようでもあります。また、2ページを見ると、本県の林業産出額は木材でいくと168億ということであり、大きな格差があるように思いますが、県民がこういうものを含めてこれだけの恩恵を受けているということを理解しているのかなというふうに逆に思っているところでもあります。県民が中山間地域からの恩恵や存在価値を理解してこそ、格差の是正であったり、ボランティア活動への協力が得られるのではないかというふうに思っておりますので、県としましては、先ほど坂口委員からもありましたが、県民に十分な理解を得られるような積極的な取り組みをしていただきますようお願いをしたいというふうに思っているところでもあります。

ほかに何もありませんので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後3時4分休憩

午後3時6分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

協議事項の(1)の調査活動計画についてです。資料1をごらんください。前回の委員会において、県南調査を11月上旬に延期することについて御了解をいただいたところでござ

います。日程については資料に記載のとおり、現在、11月8日の週で調整を行っているところでございます。11月上旬につきましては既に幾つかの行事が予定されており、11月8日の週以外では2日間の調査日程を確保することは困難な状況ですので、御理解をいただきたいと思っております。日程の調整が整いましたら、できるだけ早く御連絡させていただきたいと思っておりますので、この案のとおり調査活動を進めていくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 次に、その内容についてであります。まだ先のことではございますが、委員協議の回数も限られていることから、県南調査の調査先について御意見がございましたら、ここで伺いをしたいと思います。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、正副委員長一任ということでもありますので、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、正副委員長で準備を進めさせていただきます。

次に、資料2をごらんください。確認のみでございますが、8月23日(月)から25日(水)にかけて実施します県北調査につきましては、ごらんのような日程ですべて調整がつきましましたので、御参加をよろしくお願いいたします。

次に、県外調査についてであります。それでは再び資料1をごらんください。県外調査は10月19日(火)から21日(木)で予定しているところでございます。調査先について御意見等がありましたら、お願いいたします。

○坂口委員 現場の山を見るとか、そういった

ところの取り組みを聞くというのも一つ。それがあればそれでもなんですけど、一つは、今のような多面的機能に関しての研究調査をやっているところの話の聞ければなど。その方は残念ながら亡くなっているんですが、東大の志村という教授とか、あの人たちが多面的な機能の数量化を試みている研究語録があるんですよ。そういうのがあれば、そこらの今の説明というか。優先はされなくていいんだけど。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時11分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

ただいまの皆様の御意見も参考にしながら日程を組みたいと思います。なお、調査先との調整などにつきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

次に、協議事項4の次回の委員会についてであります。次回の委員会は、9月定例会中、21日（火）に行うことを予定しておりますが、執行部への説明、資料要求について何か御意見、御要望はございませんか。

○押川委員 高橋委員が言われた県産材関係のわかる資料があればもう一回出してもらいたいんですけど。口頭で言ったけどわかりにくいし。もしあるのであればお願いしておきます。なければいいです。

○宮原委員長 ただいまの御意見を参考にしながら、ただ、次の委員会は農政水産部にも説明

をいただくことになると思いますので、資料だけの準備になるかもしれませんが、段取りをしたいと思います。今の部分も含めて説明資料の要求をしたいと存じます。

最後になりますが、協議事項5のその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 今回、いろいろ説明をいただいたところではありますが、中山間地域の振興というのは、そこに住む人たちの誇りを生み出し、内発的な活力を向上させながら、安心してそこで生活を続けられる地域づくりを進めることであるというふうと考えているところであります。そのためには、当委員会の調査項目であります、県土の均衡ある発展という点で中山間地域の格差是正、そして、地域の自立のための内発的な活力向上や地域づくりという点で中山間地域の活性化、この両立に取り組むことが最も重要であるというふうと考えております。これらを両立するためには、幅広い分野にまたがる総合的な施策が必要となるわけですが、条例を策定している5県のうちに4県が、条文中、県の責務として、過疎地域だけでなく、中山間地域の総合的な施策の策定や実施を明記しているところであります。本県におきましても、過疎地域のみを対象とした方針や計画だけではなく、中山間地域に係る総合的なものが必要であると考えますし、その実行に当たりましては、先ほど坂口委員のほうからもありましたが、具体的な数値目標を掲げて取り組むことが望ましいのではないかというふうに思っているところでございますが、こういう方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ありがとうございます。

それでは、再度申し上げますが、次回の委員会といたしましての活動は、8月23日（月）から2泊3日の県北調査でありますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

なお、調査の服装は軽装をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会のすべてを終了いたします。ありがとうございました。

午後3時14分閉会